

島根県内各商工会・島根県商工会連合会

商工貯蓄 共済

3つの安心
お届けします。

保障

Security

貯蓄

Storage

融資

Loan

商工貯蓄共済制度は、
商工会員のための3つの安心と
快適な生活を提案します。

保障

Security

万々に備えて。

集団扱勤労定期保険により、非常に安い保険料で大きな保障が得られ、生活の安定につながります。

毎年配当金が積立てられ、満期時等に支払われます。

※平成27年～令和元年度の配当金の平均は17.6%です。

1型

基本型

貯蓄や生命保険などバランスの良い10年満期タイプです。

3型

保険重視型

生命保険部分を拡充し、1型よりさらに保障重視の10年満期型です。

6型

短期型

満期は5年と手頃な期間で61歳からご加入いただけます！

8型

安心型

1口500万の手厚い保障で、39歳までの方にご加入いただけます。

プラス

医療保障特約

貯蓄共済に加入されている方のみがご加入いただけます。

《うれしい無事故給付金付》

病気やケガなどで入院・手術のときは…

入院や手術がなかったときは…

入院・手術給付金

無事故給付金

あんしん

病気やケガで入院の時は1泊2日から、日額5,000円～10,000円の入院給付金が受け取れます。

楽しみ

入院や手術がなかった時は1口あたり、5年満期は満期時に10万円、10年満期は5年毎に5万円の無事故給付金が受け取れます。

かんたん

告知扱いにつきご加入手続きは簡単です。(病歴等によりお引受けできない場合があります。)

貯蓄

Storage



満期がうれしいね。

大口定期の利息を複利で積み立てられる、大変お得な貯蓄です。

積立金

毎月の掛金から年1回、保険料と事務経費を差し引いた残りの額が積立金となります。

貯蓄積立金の払戻

満期時 満期までの積立金に大口定期預金利息を加えてお返します。

中途脱退 脱退時までの積立金に大口定期預金利息の半分程度を加えてお返します。脱退されても、保険については至近契約応当日の前日まで有効です。

死亡など 被保険者が死亡(または高度障害)の場合、保険金に加えてそれまでの貯蓄積立金に大口定期預金利息の半分程度をお支払いします。

融資

Loan



資金繰りに役立ちます。

加入者の皆さんの積立金が集まって大きな信用を生み、商工会で所定の手続きにより事業資金や生活資金について融資が受けられます。

※審査の結果、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

条 件	内 容
資 格	加入後掛金を6ヶ月以上正常に払っており、かつ商工貯蓄共済融資幹旋要綱の規定を承諾した加入者
資金用途	事業資金または生活資金
限度額	加入者の貯蓄積立金の5倍以内、または加入口数1口あたり30万円以内とし、最高3,000万円を限度とします。
期 間	7年以内(据え置き6ヶ月以内)
返済方法	原則として「元金均等分割返済」とします。
融資利率	商工会にご確認ください。
融資の手続き	融資あっせんをご希望の方は、商工会にご相談ください。

税務上の取り扱い

経費(手数料)部分、保険料部分は、以下の扱いにより税務処理をします。

法人が加入者の場合			個人事業主が加入者の場合		
被保険者	受取人	取り扱い	被保険者	受取人	取り扱い
役員のみ	法 人	損 金	事業主	親 族	家事費
役員・従業員	法 人	損 金	専従者のみ	親 族	家事費
役員のみ	親 族	役員報酬	専従者・従業員	事業主	必要経費
役員・従業員	親 族	損 金	従業員	事業主	必要経費
			従業員	親 族	必要経費

※個人事業主が加入者の場合の家事費となる保険料
または個人が加入者の場合の保険料は生命保険料控除の対象となります。

加入のご案内

契約内容	モデル1型(基本型)	モデル3型(保険重視型)	モデル6型(短期型)	モデル8型(安心型)
加入者(契約者)	商工会の会員及びその家族、並びに従業員			
被共済者	商工会の会員及びその家族、並びに従業員及びその家族で健康な方			
	5才7ヶ月～65才6ヶ月	60才7ヶ月～70才6ヶ月	5才7ヶ月～39才6ヶ月	
共済掛金	1口毎月2,000円	1口毎月2,500円	1口毎月2,000円	
加入限度口数 ※	被共済者1人あたり30口			被共済者1人あたり6口
	但し、15歳未満は10口	但し、15歳未満は5口		但し、15歳未満は2口
加入期間	10年間		5年間	10年間

※満15歳未満の被共済者は他社・他業界の死亡保険金等を通算して1,000万円が引受限度額となります。

1

死亡共済金部分の年払掛金 (保険料)

保険料は年齢・性別によって異なります。
(別表のとおり)また、加入時から10
年間(短期型は5年間)は加入時年齢
の年払掛金(保険料)です。

2

保険契約の発行

契約の発効は掛金払込後翌月1日であつ、
保険会社が申込を承諾したときからです。
また、診査医扱い(別表:保険診査区分によ
る)のときは診査が完了し保険会社が承諾
したときからです。

引受保険会社:ジブラルタ生命保険(株)

3

生前給付特約 (リビング・ニース特約)

被共済者が、病気やケガで、余命6ヶ月以内と判断された
とき、生前給付特約保険金(リビング・ニース特約保険金)
を被共済者にお支払いします。特約に対する掛金は必要
ありません。特約保険金を被共済者が受け取られる場合、
非課税扱いとなります。請求額は、加入時の死亡共済金
の範囲内かつ他のご契約の指定保険金額と通算して
3,000万円以下であれば、自由に請求できます。

4

経費

制度運営の経費として1
口につき1,200円(消費
税及び地方消費税相当
額を含む)が、年1回掛金
から差し引かれます。

●引受保険会社が経営破綻に陥った場合は、保険金額等が削除される場合があります。

会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構による経営者保護の措置が図られますが、解約等のお取
扱いが一定期間できなくなったり、ご契約時の保険金額等の削減、早期解
約控除の実施等の契約内容の変更が行われる場合があります。

●商工貯蓄共済の貯蓄積立金は、預託している金融機関等 が経営破綻に陥った場合、預金保険機構、又は投資者保護 基金による預金者等の保護が図られますが、破綻金融機関 等の財産の状況に応じて削減される場合があります。

